

高野山大学における学位授与方針、教育課程編成実施方針および学生受け入れ方針作成に関するガイドライン

高野山大学(以下本学と言う。)は、学校教育法施行規則 165 条の 2 に則り、学位授与方針(以下、ディプロマ・ポリシーと言う。)、教育課程編成実施方針(以下カリキュラム・ポリシーと言う。)、および学生受け入れ方針(以下アドミッション・ポリシーと言う。)の三つのポリシーの作成にかかる方針を以下の通り定める。

- 1、三つのポリシーは、本学において授与される学位の専攻分野ごとに作成する。
- 2、三つのポリシーの作成に当たっては、相互の整合性に留意する。
- 3、三つのポリシーは、本学に関心を持つさまざまな人が理解できるわかりやすい表現で提示する。
- 4、ディプロマ・ポリシーは、内部質保証の起点として機能するよう、学位授与の要件となる学修成果を明示する。
- 5、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程の編成、および、当該教育課程における学生の学修方法・学修課程の在り方を明示する。
- 6、アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、どのような学生を求めているのかを明示する。